

自治会・事業所・団体の皆さんへ



花いっぱい運動推進補助事業を次の内容で行いますので、すずんでお取り組み下さい。

- 1、対象、自主事業を実施する自治会、団体、事業所。
- 2、期間平成5年から9年までの5年間。
- 3、補助率

①花壇等の設置
一箇所に1回限りとし、材料費の2分の1とする。ただし、最高限度額は5万円とする。

②町花町木を植樹する場合
苗木代金の全額とする。ただし、単年度における最高限度額は2万円とする。

③花の種子、苗の購入
購入代金の全額とする。ただし、単年度における最高限度額は、1万円とする。

④、対象となる用地について
・用地は事業主体が、取得又は借上げ等により主体的に管理できるところとする。

⑤、補助金交付申請のメ切り
本年度は、規定の申請書提出によるメ切りは、平成6年1月20日までとし、年度内(3月)に事業を実施するものとする。次年度より早期に行う。

⑥、苗木等の配布
平成6年3月に、町で一括配布する。

・河川(県)：
堤防の裏法面(田や住宅がある方面)に盛土して(堤体を根がくいこんで痛めない)、中底木(あじさい・つつじなど)を植える。この場合、占用許可申請の合議が必要。

・(建設課を通すこと)
・道路(国・県)
：交通安全上支障がなければ、花壇設置の協議に応じる。町(地元集落とはしない)と管理協定を結ぶことが条件となる。

・特別なものを除き、原則として現物支給とする。
・えびねについては、愛好会の拡大をはかり推進する。

くわしいことは、
公民館(☎4310811)へお問い合わせ下さい。

12月及び年始のごみ収集

師走に入り、1年間のゴミが年末に集中します。そこで、計画的にゴミの搬出をお願いし、次のとおり12月と年始の収集計画をお知らせします。尚、12月の空き缶回収(12月30日)は年末の特別収集にあたるためを12月21日(火)に変更します。又、婦人会の古紙回収を12月29日に予定されていましたが都合により12月24日(金)に変更します。

年 月 日	収集種類、対象地区
平成5年12月2日(木)	不燃物(下地区)
12月7日(火)	大型ごみ(上地区)
12月9日(木)	大型ごみ(下地区)
12月14日(火)	不燃物(上地区)
12月16日(木)	不燃物(下地区)
※ 12月21日(火)	空き缶回収(全町)
※ 12月24日(金)	古紙回収(全町)
12月28日(火)	不燃物(上地区)
12月29日(水)	不燃物(全町一特別収集)
12月30日(木)	可燃物(全町一特別収集)
平成6年1月4日(火)	可燃物(全町一特別収集)
・平成5年12月31日～平成6年1月3日はごみ収集を行いません。	
・平成6年1月5日(水)から通常収集となります。	

年末・年始のし尿 汲み取りについて

平成6年度共同墓地 (参道)整備計画の受付

年末の汲み取りについては12月25日までに申込まれた家庭に限り、年内の汲み取りが行われます。ただし、期限近くに申込みが集中しますと、長門市処理場の処理能力に限界があり混雑しますのでお早目に申込みください。又、新年は1月7日から業務が行われます。

☆申込先 三隅衛生社
☎4310303

平成元年度から実施してまいす共同墓地参道整備に伴う補助事業について、平成6年度の事情聴取を行います。整備の予定がある墓地管理者は12月27日までに役場環境保健課へ申し出ください。

なお概算経費について、請負であれば業者の見積り、直営(関係者施行)であれば必要な原材料等の見積り額としてください。

◎場所◎受益者◎工事内容(延長・幅員等)◎直営、請負の別◎概算経費◎施行時期